第４回　豊川市子ども・子育て会議録

平成２６年７月１５日（火）
午後１時３０分から４時３０分
豊川市役所　本３４会議室

１　あいさつ

白垣会長によるあいさつ
（略）

２　議　　事

(1) 支給認定基準について

事務局が「資料１」を基に概要説明
（略）
【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

・保育の必要性の事由で「その他市町村の定める基準」とあるが、該当する事例があるのか。

（事務局）すべて明確に規定すると、それ以外にあった場合に運用できなくなるので、その文言は載せておきたい。

・「虐待・ＤＶのおそれがある」という理由で、本人たちが申請してくる事例は少ないのでは。

（事務局）今までは法律に基づき児童相談所から意見書をもらって保育園入所の優先的措置などをしていた。今後は、それとは違った部分で、児童虐待などの要保護児童にどのような形で実施していくか、運用について思案中である。

・「妊娠・出産」は現行どおりと思うが、例えば兄弟が多く、それも年齢がかなり近く産まれ、仕事はしていないが大変な育児をしている家庭などは、今の事由ではケアできないのでは。

（事務局）育児休業中で保護者の精神的な負担があった場合は、特例を使えるような形にはなっているが、その子自身を預ける場合は、現状では対象外となる。虐待やネグレクトのおそれがある場合は、必要性の事由にはかかってくるが。

・文言を変えるだけでも、子育てのしづらさを感じている人に配慮できるのではないか。

（事務局）「その他」の中で考えていきたい。実際に、その子にとって保育園に入園したほうが健全である事例については、保育園に入園してもらっている。

・ネグレクトだと思う家庭があっても、その家庭の保護者が保育園に行かせることを考えていない場合もある。保護者の精神的負担を軽くするのも法の目的だと思うが、そこから漏れてしまった家庭が一番救ってあげたい家庭だ。

（事務局）保育園だけではなく、関係機関で連携して情報交換をしながら、そのような事例が無いようにしたい。

・入所を希望される方の中で、今までどういった方をお断りすることが多かったのか。

（事務局）育児休業中で、母親が下の子をみていて仕事をしていないという場合は、入所の事由に該当しない。しかし、健全な発達に支障があるということが認められれば、育児休業の特例として入所できる。

・「育児休業取得時に、既に保育を利用している」というのは、育児休業前に保育を利用しているのか、育児休業を取得したときに妊娠・出産による事由で利用する人も入るのか。

（事務局）育児休業前に保育を利用している人である。出産前から保育園に入園していることが要件となる。

・「保育の必要性」といったときに、就労していなくても、子育てに手助けが必要だという人、手助けしてくれる人もいないという人だと、市町村が認めれば保育の必要性があるということになる。まず困っていると言ってみて、通れば入園できると考えてよいか。

（事務局）まずは相談してほしい。

・「求職活動と起業準備」のところで、求職活動の場合は、ハローワークなどで証明書を発行してもらうのか。実際はその手前でも、求職活動をしていると思うが。

（事務局）国は、ハローワークに行ってから３か月としている。求職活動の場合は証明で確認できるが、起業準備の場合は何をもって認定するのか、国に問合せ中。

・「同居親族に要介護の方がいる場合」とあるが、外部サービスをほとんど使わず、自宅で介護している場合は対象になるのか。

（事務局）自宅で看ているという人も、保護者が介護に携わっていれば対象になる。

・入所前に保育の必要性を認定するということだが、１年ごとに就労証明書が必要か。

（事務局）現在でも必要である。新制度でも確認することになっている。

・短時間パートをしている母親は仕事が変わることも多いが、その都度、基準時間を満たさなければ退園になるのか。

（事務局）基本的には、基準を下回れば退園となる。

・１日あたり 11 時間子どもを預けることが可能である。11 時間を計算してみると、自宅に帰って食事をして入浴して寝て、朝起きて朝食を食べて通園する。そうすると、幼児期に一番求められている母親との愛情や家族のつながりが無いことになる。

（事務局）11 時間の開所を義務付けられているので、フルで利用している人もいる。

・育児のほうが重要ではないか。子どもが小学生になってパートタイムを始める方もいる。幼児期は無理をして働かなくてもよいのでは。働かないでも大丈夫なことが前提だが、新制度は、本当に困っている母親のためにあるべきだ。

・母親が時間と愛情をかけて子育てをすることが一番良いが、実際には母親も職業人として自分の生き方を考えると難しい。母親が愛情をかけて子育てをすることを大前提として、それにプラスして、社会全体で子育てをする形を考えていくということで、新制度が出てきたのではないか。11 時間保育も、弊害もあると思うが、それによって自立心が出てくるかもしれない。バランスも考えられるような子育て計画を皆で考えよう、と前向きに考えたい。

・この内容は、豊川もこれでやれということか。豊川らしい緩やかさもあってよいのでは。

（事務局）豊川独自のものにすることは、国の制度・財政支援上のこともあって難しい。何歳児をどれだけ預かっているということで給付の金額が決まるので、そこで公定価格が決まる。そのため、豊川独自で区切ることは難しい。

・一番考えなければならないのは「子どもの最善の利益」だ。次の世代を担っていく人たちだから、子どもの利益をどう考えるか、まずはそこからだ。

(2) 地域型保育事業の認可基準について

事務局が「資料２」を基に概要説明

（略）

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

・豊川市では、認可外保育施設はどのくらいあって、ニーズはどのくらいあるのか。家庭的保育事業については、実際にニーズはあるのか。

（事務局）この事業は、月極の利用料を払って利用している方よりも、一時的に利用している人のニーズが高い。中には、いわゆる一時的な利用を主体にしてやっていきたいという事業者もいる。家庭的保育事業については、豊川市にはない。

・もし豊川市で家庭的保育事業が始まれば、認可外を利用していた人が家庭的保育を利用する可能性はあるのか。

（事務局）選択の幅が広がると思う。しかし、基本的には認可保育所でやっていきたい。万一、それではできない場合、条例で決めておかないと事業を始められないので規定しておく、というくらいで考えていただきたい。

・ニーズ調査の結果で、実績と量の見込みで乖離がかなりみられる。今ある認可施設を拡大してフォローしていくということか。それで見込みの量はまかなえるのか。

（事務局）認可施設は最大限拡充していく。しかし、全てをまかなうことは無理。その場合は認可外施設や家庭的保育事業になる。そのときに、決め事がないと実施できないので決めていくということ。

・参酌基準のところも、もう少しゆるくしたら新設・拡充があるのでは。

（事務局）一番厳しいのが調理施設。そこは従うべき基準になっている。

⑶ 確認を受ける施設・事業の運営基準について

事務局が「資料３」を基に概要説明

（略）

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

・条例自体の骨子はよいが、現状の幼稚園が私学助成でやっていかれるのかどうかで量の見込みが達成できるのかが変わってくる。今のすべての幼稚園が私学助成でやっていくと決断されたとき、１号認定の量の見込みはどう検討するのか。

（事務局）現行の幼稚園が入らないということになると、保育所しかない。

・支援給付の中身は、どのように変わってくるのか。

（事務局）支援給付の中身は、大きく変わらない。保育園の考え方で説明すると、人件費・事業費・管理費、一部には食材費が含まれている。

・小学校との連携の部分は、国の基準が妥当ということだが。

（事務局）現在も連携を図ってやっている。小学校にも理解いただいて、就学につなげていくことが非常に重要なので、今後も連携をしっかり図っていく。

・子どもの情報提供の連携については、保育所に通っていた子どもと、幼稚園に通っていた子どもは環境が違うので、中身が変わってくるのではないか。

（事務局）この部分については、保育園・幼稚園とで話し合いをしている。

・例えば、子どもが幼稚園に入って、小学校にそのときの情報をあげて、そこからさらに中学校に情報をあげるとすると連携がうまくいくと思う。国の基準がここまでだとしても、豊川市としては最低の情報としては集めたいということが示されるとよい。

（事務局）情報を集めることは、厳しい部分もある。基本的にこの条例は、情報は予め保護者の方の同意を得ておくことが前提だ。「秘密保持等」についても、「子ども

に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により、当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない」とある。この同意のあり方も勉強していかなければならない。

⑷ 放課後児童クラブの設備運営基準について

事務局が「資料４」を基に概要説明

（略）

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

・経過措置はどれくらいの期間で考えているのか。

（事務局）この事業計画をつくっていくことを勘案して、５年の間にイレギュラーなものを解消していくように考えている。経過措置は、あくまでも既存の放課後児童クラブである。新規参入してくるところは、最初から最低基準を守った形で入ってくることになる。現在実施しているクラブは、来年からいきなり変えられないため、５年という期間を考えている。

・実態と量の見込みに格差がある。就学前と小学生でニーズは違うが、それにあった箱をつくっていかないといけない。

（事務局）箱だけではなく、人も必要である。箱はつくることができても、実際に従事する人が集まらなければサービスを提供することができない。人の確保の部分は、国が全国的に資格研修などをしていくのであれば、その動きが見えてこないと、こちらも風呂敷は広げたけれども実際は預かれないということになる。その部分は計画的にやっていかざるをえない。

・従事する者と指導員数は、充足率はどれくらいか。

（事務局）公設は２人以上という要綱で実施している。40 人を超えると１人増やすなど、段階的に人数を増やすようにしている。基本的には要綱のとおりやっているが、利用希望者の受入れを優先する現状では、ぎりぎりのところで対応している。

・高学年も受け入れられるというのも、経過措置中に実施するのか。

（事務局）それは基準ではなく計画の方になってくる。「放課後対策の総合的な推進」は、国としてまだまとまっていない。私たちも、ただ箱をつくるだけでなく人の確保も含めいろいろな方策を考えていかないと、ニーズは大きな量があるのでまかないきれない可能性もある。

・指導員を確保しなくてはならないとすると、専用施設ではなく教室を使っている場合は、クラスを増やすことで対応できるのではないか。定員は 200 人でも、５クラスつくれば国の基準は満たすことになる。

（事務局）考え方としてはそうだ。

・市の計画値を設けるとなっているが、最初からクラスを分けることにしてはいけないか。

（事務局）集団規模としては良いが、その集団規模に対して指導員が２人と、指導員数が限定されてくる。すると、既存のクラブが指導員を確保できるかについて、今まで 70 人に対して３人ほどで実施していたのが、条件に引っかかってくる。

・指導員数の方は従うべき基準だが、定員の方は参酌すべきだからということか。

（事務局）そのとおり。その絡みの中で経過措置を設け、ある一定の時期には改善されて

いるということにせざるをえない、という考えである。

・量の見込みは、長期休暇中については、国はどう言っているか。

（事務局）「平均利用児童数」という言い方をしている。短期的に１か月利用人数が増えても、指導員の数は年間で平均したときの利用人数を基に算出する。

・国がどれくらいの予算をつけてくれるかにもよるが、子どもをなるべく引き受けて保護者を援助するというよりは、お断りしなくてはならないように見える。

（事務局）単純にこの基準を当てはめると、待機児童などが発生するおそれがある。だからといって最低基準を曖昧にするということは、別の議論である。

・豊川市も経過措置で対応するということは分かった。学校の空き教室を有効に使っていくということだが、元々教室はその形に作られておらず、問題がたくさんある。豊川市では新しい学校もあるが、児童クラブの開設も可能という形で考えられていないと思う。

（事務局）そのようにやってほしいという要望はしているが、実際には難しい。

・１人当りのスペースとは、座っているスペースなのか、寝転がってもよいスペースなのか。

（事務局）簡単にいうと、１人あたりのスペースは１畳分である。

・豊川市では、民間の企業が送迎・預かりをしているところはない。放課後児童クラブに入れなくて、それでも母親が仕事をするということになると、そういう企業も出てくると思う。

（事務局）今はない。逆に、そういう企業が出てきたときの基準がこれだ。もし参入したいという企業があれば、定めてある基準をクリアしていれば届出をして、国・県・市も補助をしていくということになる。ただ、現時点では民間参入はない。

・しかし、もし大企業と国がつながって、公定価格がいきなり高くなれば、全国的にその企業が行うということはあるかもしれない。

（事務局）児童クラブは公定価格がない。１クラブあたりの人数、指導員の数によって変わる補助金である。

・補助金の額は決まっているか。

（事務局）今年度の制度が、来年度にも引き継がれるのかも分からない。

・子どもを育てていく中で、何でも市にお願いするのも限界がある。自己負担で支払うのは仕方がないところもあると思う。市のクラブでも、何かをするのであれば利用者負担を決めるとか、民間のクラブでも、保護者が選択できるようにすると良いと思う。選択するときに、子どもに良くない状態だといけないので、それを守るラインをつくっておくということか。

（事務局）これらの基準については、９月の議会に上程する。本日出た意見を参考に、利用者にとってわかりやすい制度となるようにしたい。

３　今後のスケジュールについて

事務局が「資料５」を基に概要説明

（略）

【事務局より】

次回は８月２６日を予定。